

消費生活  
緊急情報

第51号

平成24年10月19日

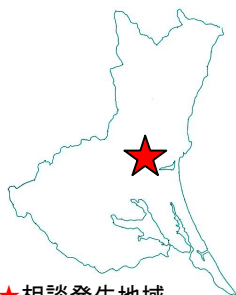
さまざまな劇場型勧誘にご注意  
—より巧妙で悪質な手口も—

数週間前「地域限定で送られているA社のパンフレットが届いたら譲って欲しい。お礼に商品券を贈ります。」という電話がB社からあった。その後、パンフレットが送られてくると、A社の社債購入を勧誘する内容だった。

すると、タイミングよくB社からまた電話があり、「権利を譲ってほしい。」という。わずらわしいため断ったが、電話の内容といいタイミングといい不審だ、といった相談が寄せられています。

業者が販売する商品や権利などを別業者が高値で買い取るなどと言って買うように仕向ける「劇場型勧誘」の相談が後を絶ちません。お金を渡してしまうと取り戻すことは困難です。

おかしいなと思ったら、お近くの消費生活センターにご相談ください。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)